

7 許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）

建設業許可申請書類一覧

※申請書類の入手については、P.75 を参照

※平成 21 年 4 月 1 日（財務諸表は平成 22 年 4 月 1 日）から新様式になっています。旧様式では受付できませんのでご注意ください。

※下記一覧は、東京都知事許可の場合を標準としており、大臣許可の場合は更新申請の際の書類省略等において取扱いが違うところもあるので留意願います。（大臣許可の場合は「建設業許可事務ガイドライン 第 5 条及び第 6 条関係 3. 提出書類の省略について」を参照いただくとともに、詳細は関東地方整備局担当課に確認願います。）

※申請には下記申請書類のほか、確認資料が必要になります。確認資料は許可行政庁によって異なるので、それぞれ担当課にお問い合わせ願います。

⇒ 東京都の場合は「建設業許可申請・変更の手引」(P.36～41) を、大臣許可の場合は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」(国土交通省ホームページ掲載あり) を参照願います。

継込順	様式番号	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1	様式第一号 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	建設業許可申請書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	作成方法については P.18 を参照
		<input type="checkbox"/>	許可通知書の写し	<input checked="" type="radio"/>	-	-	許可換え新規申請の場合のみ
		<input type="checkbox"/>	別紙一 役員の一覧表	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	法人のみ 知事許可の場合は、別途「役員等氏名一覧表」を作成 (P.43 参照)
2	(電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	別紙二 (1) 営業所一覧表	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	従たる営業所がない場合も作成
		<input type="checkbox"/>	別紙二 (2) 営業所一覧表 (更新)	-	-	<input checked="" type="radio"/>	
		<input type="checkbox"/>	別紙三 収入印紙等はり付け用紙	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	大臣許可のみ必要
3	二号	<input type="checkbox"/>	工事経歴書 (直前 1 期分)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	業種別に作成 実績なしでも作成 追加の場合は追加業種分のみ
4	三号	<input type="checkbox"/>	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	実績なしでも作成
5	四号	<input type="checkbox"/>	使用人数	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
6	六号	<input type="checkbox"/>	誓約書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(知事許可の場合は継込まずに別途持参) (大臣許可の場合は継込み)	<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書 (成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	役員全員、個人事業主、建設業法施行令第 3 条の使用人について提出 (P.25 参照) 発行後 3 か月以内のもの
		<input type="checkbox"/>	身分証明書 (破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の区市町村長の証明書)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	役員全員、個人事業主、建設業法施行令第 3 条の使用人について提出 (P.25 参照) 発行後 3 か月以内のもの
7	七号 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	経営業務の管理責任者証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	証明者別に作成 作成方法は P.26 参照 (電算入力用紙は新規のみ)
8	八号(1) (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	専任技術者証明書 (新規・変更)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-	作成方法は P.27 参照
9	八号(2)	<input type="checkbox"/>	専任技術者証明書 (更新)	-	-	<input checked="" type="radio"/>	作成方法は P.28 参照
8 及び 9 に係るもの		<input type="checkbox"/>	修業 (卒業) 証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
		<input type="checkbox"/>	資格認定証明書写し (注 1) (専任技術者分)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	P.46・47 表の技術者の資格区分に該当するもののみ (原本提示、監理技術者資格者証は不可)
	九号	<input type="checkbox"/>	実務経験証明書 (注 2)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	証明者別に作成
	十号	<input type="checkbox"/>	指導監督の実務経験証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	特定建設業のみ 証明者別に作成
10	十一号	<input type="checkbox"/>	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	別紙二(1)(2)において「従たる営業所」を記入したもののみ必要
11	十一号の二 (電算入力用紙)	<input type="checkbox"/>	国家資格者等・監理技術者一覧表 (新規・変更・追加・削除) (注 3)	<input checked="" type="radio"/>	-	-	作成方法は P.31 参照
11 に係るもの		<input type="checkbox"/>	修業 (卒業) 証明書	<input checked="" type="radio"/>	-	-	
		<input type="checkbox"/>	資格認定証明書写し (注 1) (国家資格者等・監理技術者分)	<input checked="" type="radio"/>	-	-	原本提示不要
	九号	<input type="checkbox"/>	実務経験証明書	<input checked="" type="radio"/>	-	-	証明者別に作成
	十号	<input type="checkbox"/>	指導監督の実務経験証明書	<input checked="" type="radio"/>	-	-	特定建設業のみ 証明者別に作成

綴込順	様式番号	チェック欄	提出書類			新規	追加	更新	摘要
12	十二号	<input type="checkbox"/>	許可申請者の略歴書			◎	◎	◎	監査役は不要
13	十三号	<input type="checkbox"/>	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書			○	○ (注4)	○	支配人を置いた場合及び別紙二(1)(2)において「従たる営業所」を記入したもののみ必要
14		<input type="checkbox"/>	定款（協同組合等は構成員名簿も提出）			◎	-	△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）（注5）
15	十四号	<input type="checkbox"/>	株主（出資者）調書			◎	-	◎	法人のみ 該当なしの場合も作成
16	十四号 十五号 十六号 十七号 十七号の二 十七号の三	<input type="checkbox"/>	財務諸表（法人用） (直前1期分)（注6）			◎	-	-	新規設立会社で決算期が未到来の一般建設業の場合は開始貸借対照表(P.34 参照)を作成 注記表は様式を変更することなく株式譲渡制限会社の場合で記載が必要な項目で該当がない場合には「該当なし」と記載して下さい。
	十八号、十九号	<input type="checkbox"/>	財務諸表（個人用） (直前1期分)			◎	-	-	新規開業の場合は残高証明書を提出
17		<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（注7）			◎	-	◎	法人のみ 発行後3か月以内のもの
18	二十号	<input type="checkbox"/>	営業の沿革			◎	-	◎	
19	二十号の二	<input type="checkbox"/>	所属建設業者団体			◎	-	◎	該当なしの場合も作成
20		<input type="checkbox"/>	納税証明書 (法人)	知 事	法人事業税	◎	-	-	新規設立会社で決算期が未到来の場合は、都税事務所へ提出した法人設立届の写しを添付（注8）
				大 臣	法 人 税	◎	-	-	新規設立会社で決算期が未到来の場合は、税務署へ提出した法人設立届の写しを提出
		<input type="checkbox"/>	納税証明書 (個人)	知 事	個人事業税 (注9)	◎	-	-	決算期が未到来の場合は、都税事務所へ提出した事業開始等申告書の写しを添付 事業所得が一定額以下の場合は税務署発行の申告所得税の「納税証明書(その2)」に事業所得と付記されたものを添付
				大 臣	申告所得税	◎	-	-	
21	二十号の三	<input type="checkbox"/>	主要取引金融機関名			◎	-	◎	該当なしの場合も作成

◎印……必ず提出する書類

○印……必要に応じて提出する書類

△印……既に申請したものと記載事項に変更がない場合は、前回申請時のコピーで可。

※ 般・特新規申請の場合

追加申請と同一の書類が必要（ただし、既許可のすべての業種について申請する場合は、新規申請と同一の書類が必要）

(注1) 資格認定証明書写しは、専任技術者及び国家資格者等・監理技術者一覧表に記載した氏名の順に並べる。

なお、資格によっては、実務経験証明書が必要な場合がある。

また、消防設備士については10年ごとに写真の書換えが義務づけられているので、現在有効な免状の写しを添付。

(注2) 電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。

(注3) 国土交通大臣許可の場合：該当する者がいない場合でも「該当なし」と記入の上で作成。

東京都知事許可の場合：該当なしなら不要

(注4) 主たる営業所のみの業種追加申請の場合でも、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表及び、すべての営業所の建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書の添付が必要。

(注5) 定款の目的に許可を受ける業種がない場合は目的を変更する旨の念書を提出。

(注6) 附属明細表（様式第十七号の三）は、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付。

(注7) 履歴事項全部証明書、商業登記簿謄本のうちのいずれか

国土交通大臣許可の場合は前回申請と内容に変更がなければ省略可。

ただし、重登記、監査役の就退（辞）任があった場合も変更ありとみなし、原本を添付。

(注8) 新規申請で前事業年度終了後に営業所を移転した場合（許可換）は、転入先の都税事務所へ提出した異動届出書（事業開始等申告書その2）の写を添付。

(注9) 都税事務所と税務署では年度表記が異なります（P.53 参照）。